

市長の政治姿勢について

予算編成について

2005年度の政府予算案が、自民・公明両党の賛成多数で衆議院を通過しました。

予算案は、所得税の定率減税の半減を盛り込んでいます。若者にはフリーター課税を強化し、高齢者の住民税の非課税措置を段階的に廃止します。

社会保障では、介護保険で利用者の負担を増やし、生活保護の母子加算を削減、障害者福祉に利用者負担を導入、国立大学の授業料値上げなど、あらゆる分野で庶民に痛みを強いています。

2005年度と2006年度の2年間で、定率減税を縮小・廃止して3兆3000億円の増税を押し付け、雇用保険や年金の保険料値上げ、中小業者への消費税の課税強化など、すでに決まっているものとあわせると、国民負担増は、2年間で7兆円に及びます。

いま、雇用者所得が毎年数兆円も減り続け、貯蓄の取り崩しで貯蓄ゼロの世帯が二割を超えています。家計の逼迫が急速にすすんでいる時に、大增税に踏み出すのは、余りにも無謀であり、庶民に冷たいあり方といざるを得ません。

低所得の高齢者に対する住民税の非課税措置の廃止や、住民税の配偶者特別控除の廃止などによって、住民税が非課税であった世帯も課税されるようになります。

課税世帯になると、国民健康保険税や介護保険料が連動して値上げされ、負担増は雪だるま式に膨らみます。

1997年の9兆円負担増は、家計の所得が伸びている中で行われましたが、大不況を引起こしました。

長引く不況の中、国民所得が減少しているのに、7兆円もの負担増を推しかぶせることは、国民の暮らしや経済と景気に対する破壊的影響は計り知れません。

いっそうの財政悪化という悪循環を招くことは、火を見るより明らかです。

八年前との最大の違いは、大企業は過去最大の利益を上げているにもかかわらず、雇用者の賃金の総額が減り続け、平均的なサラリーマン世帯の実収入は1997年から、2004年の間に78万円減少している事です。

大銀行の不良債権は数字の上では減りましたが、巨額の公的資金の注入を受け、中小企業を中心に、借り手企業にしわ寄せをした結果です。大銀行の収益力は高まりましたが、中小企業へ貸し出しの減少には、歯止めがかかっていません。

国民には、これほどの負担増を押し付けておきながら、

無駄な公共事業を復活・継続しています。

総額一兆円規模の関西国際空港２期工事では、新年度から、新たな滑走路の建設を開始。

採算の見通しが立たないために、道路公団が建設できない高速道路について、道路特定財源をつぎ込む「直轄型高速道路」として、新年度だけで、２０００億円もつぎ込もうとしています。

また、自衛隊のイラク派兵費用は１４６億円が計上され、開始以来の総額は６４８億円に上ります。

イラク情勢の悪化のもとで、撤退を表明していない国は２０カ国に減少しています。

自衛隊をイラクから撤退させ、危険な海外派兵体制作りを中止して、軍事費を大幅に削減する。

国民の血税を、日本共産党以外の政党が分け取りをする政党助成金は廃止するなど、これらの税金の無駄遣いな大胆なメスを入れるべきであります。

大企業の景気回復が明らかになった以上、大企業向け減税と高額所得者向け減税の見直しを行い、担税力に応じた課税を行うべきであります。

これらの財源を元に、国民の暮らし・福祉・教育優先の予算編成に改めるべきであります。

道路特定財源の一般財源化などで、歳出の浪費をなくせば、直ちに年金大改悪の実施を中止し、基礎年金の国

庫負担を2分の1に引き上げる事ができます。

介護保険の負担増を中止し、国庫負担を5%引き上げて30%とし、低所得者を対象とした国としての保険料・利用料の減免制度を創設する。

障害者福祉に1割の利用者負担を導入する負担増を中止する。

生活保護の老齢加算、母子加算の削減は、命綱を奪うものであり、取り止める。

労働時間短縮推進法の改悪や過労死防止基準の大幅緩和を取りやめ、長時間労働、サービス残業をなくし、新たな雇用を拡大する。

正規雇用を拡大し、正社員とパート、派遣などで働く労働者との不当な差別や格差をなくす。

中小企業予算を大幅に増額する。

少人数学級を推進する。

学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの子どもへの支援教育をすすめる。

子育てへの重い負担を軽減し、子育て支援策を強化する。

など、食料・農業・環境・教育・子育てなどの予算を拡充すること。

住民サービスの低下をもたらさないよう、地方交付税の拡充を図る。

以上のような国家予算の組換えを他自治体と連携し、福山市も国に対して強く要望する事を求めるものです。

以上についての、ご所見をお示してください。

次に、福山市の予算編成について伺います。

長引く不況の中、地方自治体は、税の減少と小泉内閣の「三位一体改革」による、補助金、交付税の大幅減少とによって、苦しい財政運営を余儀なくされています。

このような時期、地方自治体の、住民の暮らしと営業を守り、教育や福祉の水準を維持し、改善する努力は、並大抵ではないと思料いたします。

福山市は、新年度の予算編成について、学校図書の実、小学校6年生までの入院医療費の助成、小中学校の保健室や、市立保育園遊戯室への空調設備、緊急通報装置の設置や防災・安全対策予算が計上されたことは、評価するものであります。

さらに、合併建設計画も含め、いわゆるハコ物行政は、極力つつしみ、当面は、市民生活優先型の予算に転換する事。

JFEの固定資産税の見直しを図るなど、大企業優遇を改める事。

行政推進員への町議時代と同額の月額報酬など、施策を見直し、無駄な部分を是正する事。

従来から指摘してきた特別対策である、人権・同和行政は終結する事。

以上、予算の組換えを行う事を求めます。

それぞれについて、お答えください。

国保行政について

言うまでもなく、国保制度は、「国は全ての生活部門にわたり、社会福祉及び社会保障ならびに公衆衛生の向上及び増進につとめなければならない」と定めた憲法 25 条を法の目的にすえた、国民皆保険制度の基軸であり、地域医療を支える重要な役割を担っています。

新年度、国保税は、医療分の 1 人当たり基礎課税額を減額し、介護納付金課税額は増額となるところ、暫定的に特定の財源をあて、介護分の上昇幅を抑制し、1 人あたり合計保険税は前年度と同程度とするとしています。

長引く不況の折、一定の努力がなされた事については、評価をするものです。

しかし、さらに、市民の命と健康を守る立場から、一層の努力を求めるものです。

諸税度を市民の生活実態に沿った温かいものとするよう、次の改善を求めます。

- ① 国保申請減免について、生活保護基準の 1.5 倍までの収入しかない生活困窮世帯に対する減免を行い、さらなる拡充を図る事
- ② 福山市の 1 部負担金の減免制度は、「災害による被害を受けた場合」「失業、入院等により収入が激減した場合」しか、適用されません。

一部負担金の減免について

- ・ 収入激減の五〇％条件をなくすこと
- ・ 国保税の申請減免対象の範囲と同様にただちに対象を広げる事
- ・ 生活保護基準の1.5倍までの収入しかない生活困窮世帯に対する、減免を実施する事

以上を求めるものです。

また、減免の申請書の交付は、無条件に行い、窓口規制を取り払う事を求めます。

- ③ 現在の福山市国保税納税誓約書の書式は、もともと納税義務者でない人も署名する事によって、納税義務が発生する事になる様式となっています。この様式により、納税義務も代理権限も無い事が明らかなものに対して、債務承認を求めることは違法です。納税義務者の代理権授与の意思が確認できない第三者に納税誓約書の作成を求めることは止めて、必ず権限の範囲を明記した委任状を添付する事など、書式そのものを納税義務者、またはその代理権の授与が明確な表見代理人でなければ署名できないものに改める事を求めます。

- ④ 資格証明書の発行について、去る２月２２日、総務委員会に提出された資料によると、２００５年１月末の資格証明書交付世帯は、２４７８世帯、短期被保険者証交付世帯は４５４３世帯にのぼり、国保加入世帯の６％強となっています。福山市は、国保滞納者に、まず、資格証明書を発行し、滞納相談に応じる事が収納率向上に有効であるとの考えを示してきたところです。

新年度の最重点施策も、収納率の向上を掲げています。神奈川県相模原市では、保険料滞納が発生した場合、①督促・催促を実施 ②自宅を訪問 ③休日納付相談を実施し、国保証の返還請求について

- １．滞納期間及び金額が１０期６０万円以上で、納付相談等に応じない世帯、又は３０期１００万円以上で納付相談・分納誓約の結果、自主的な納付の見込みがないと判断される世帯については、有効期間６ヶ月の短期保険証を発行する。
- ２．上記に該当し、短期保険証の交付を受けたものの中で、担税力があるにもかかわらず、滞納を続ける特に悪質と思われる滞納者を対象とする。とし、具体的には納付相談及び納付指導にいっこうに応じようとししない世帯、滞納処分を行おうとすると、意図的に差し押さえ財産の名義

変更を行うなど、滞納処分を免れようとする世帯など、悪質滞納者の規定を厳格に行っています。

同時に、資格証明書発行の適用除外要件は法令によるものの他、市独自の医療費助成事業の対象者を入れるなど、市民の医療権を守る、懇切で、温かい対応が行われています。

福山市においても、資格証明書の発行は、現に悪質滞納者に限定する事。また、政令第1条の三に定める「特別の事情」⑤の規定を活用して、国保証返還請求の対象からの除外規定を広げ、市民の医療にかかる権利を保障する事。

以上それぞれについて、お答えください。

障害者施策について

政府は障害者が福祉サービスを利用する際に、1割負担を求めることなどを盛り込んだ「障害者自立支援給付法案」を国会に提出しました。

政府は2年前、「自分でサービスを選択できる」として、負担は所得水準に応じた「応能負担」という考え方で支援費制度を導入しました。

しかし、当初の約束をやぶり「応益負担」と言うことで、利用できるサービス量が増えるほど、自己負担を高くしていく方針に切り替えようとしています。

そして、1割の「応益負担」を導入することにより、介護保険との統合に道を開こうとしています。現行の支援費制度では、自己負担額は所得に応じた負担になっているため、ホームヘルプサービスに関して住民税非課税の人までは無料でした。

法案では1割の負担開始を2006年の1月からとしています。

通所施設の食費の負担が加わり、自己負担が求められ、公費負担の医療までにも患者負担の増額が検討されています。

これらの負担増は、障害者とその家族にとって、甚大な影響を与えます。

ある障害者の方は、支援費制度改悪による、負担増の事を知り「これからは何もする意欲がなくなってしまう」と話しておられました。

障害者が、人間らしく生きる権利を保障するためには、政府の責任による財政負担が不可欠です。

本市としては、国の施策の枠内だけで考えるのではなく、独自施策を講じて、手厚い支援を行う必要があります。

政府に対して、応益負担を導入しないよう、申し入れる事を求めます。

また、支援費制度の改悪に伴い、本市における、負担増となる人数と影響額について、お示しく下さい。

以上について、ご所見をお示しく下さい。

介護保険制度について

今国会に提出された介護保険見直し法案は、制度を「持続可能」にするという口実で、サービスの利用抑制や、「ホテルコスト」として、施設の居住費や食費を全額自己負担とする改悪を行おうとしています。

この法案の柱の一つは、介護施設の居住費と、食費にかかる費用を、保険給付からはずすことです。原則、全てが利用者負担になります。

また、通所サービスを利用する在宅高齢者も対象に、負担を押し付けようとしています。

デイサービスやデイケアの昼食の場合、調理などにかかる費用の保険給付をなくし、新たに負担増となります。

現在でも、食費の材料費は保険外負担ですが、調理費用も利用者負担とされます。

これとは別に、利用料の一割負担もあります。

厚生労働省は、居住費や食費の全額自己負担について、「在宅と施設入所者の負担の公平化をはかる」といって正当化しています。

しかし、実際には、施設の人にも在宅の人にも「公平に」食費負担増を求めるという改悪なのです。

また、特別養護老人ホームなど介護保健施設の利用者から、介護保険の一割負担とは別に、ホテルコストを徴収します。

厚生労働省モデルでは、全室個室を基本とするユニット型といわれる、新型特養の居住費は一月6万円。

これに全額自費負担となる食費が、利用者負担となります。

個室だけでなく、従来の特養ホームの相部屋利用者にも、負担を強いることになります。

居住費のうち、水光熱費を自費負担とし、特にホテルコストは、今年10月からの実施予定です。

居住費、食費徴収による負担総額は、年間3000億円とみこまれ、年間平均、1人当たり、40万円の負担増となる事は、政府も認めています。

法案のもう一つの柱は「予防重視」として、軽度者向けの在宅サービスの切り捨てです。

切り捨て対象となるのは「家事代行型」の訪問介護です。

厚労省はこれが利用者の状態を悪化させている、と決め付け、「生活機能を低下させる」ものは「原則行わない」と言う廃止方針をもりこみ、家事代行型サービスのきびしい利用制限を求めています。

軽度の人を対象に導入する「新予防給付」により、「予防効果」による利用抑制とあわせ、最大10%の給付削減を見込んでいます。

その上、2006年度から実施予定の高齢者への住民税非課税措置の廃止は、保険料に大きな影響を与えます。この廃止は、国保料などに連動し、負担増が雪だるま式に膨れ上がります。

これらの一連の大負担増が明らかになる中で、施設利用者から「これからどうやって暮らしていけばいいのか。このままでは生きていけない」と悲痛な声が寄せられています。

今政府がやるべきことは、利用者に負担を押し付ける事ではなく、国庫負担をただちに引き上げ、国の責任で、今も将来も安心できる介護制度を作る事です。以上により、次の事を求めます。

- 一． 政府に対し、国庫負担を30％に引き上げるよう求めること
- 二． 国の制度として、低所得者への利用料、保険料の減免制度を作ることを求めること
- 三． 介護保険法改悪による住民への負担増を軽減する施策を市独自で講じる事
- 四． 「特別対策」として行ってきた低所得者対策を市独自でも継続すること

以上についてお答えください。

次に、介護施設における職員の人員基準について、伺います。

本市で、年末から年始にかけて発生した、介護施設における、感染症の問題は、高齢者施設の感染症予防対策や、行政への連絡体制、施設職員の人員基準や、医療と介護との連携など、介護保険制度が抱える、さまざまな問題を提示したと言えます。

本市は、感染症予防対策を真に実効あるものとする事が求められています。

そのためには、ゆとりを持った介護職員の配置や、感染予防のための物品購入のための財政支援が必要です。

現在、介護施設では、職員の配置基準が低いため、日常的に人手不足の状態が続いています。

石川県で行われた、介護施設で働く職員への労働環境実態調査では、職員不足が、労働条件やサービスの質を低下させ、職場への定着率の悪化を招くという事が示されています。

安心できる介護を充実させるためにも、人員基準を抜本的に見直し、必要な職員数を配置することと、そのための財政支援が必要です。

以上のことを踏まえ、次のことを求めます。

- 一． 感染症予防のためのマニュアル実施に伴う
予算措置を、国に要望し、市独自でも、感染症
予防対策の予算措置を講ずること
- 二． 市独自で、介護施設の職員を対象にした、労
働環境調査を行うこと
- 三． ゆき届いた施設介護を実行できるよう、介護
職員の配置基準を引き上げ、実態に即して、
介護報酬を引き上げること。そのために財政
責任を果たすよう、国に求めること

以上についてお答えください

ゴミ減量化についてお伺いします

現在、環境省は、一般廃棄物の有料化について「一定の減量効果」「負担の公平化」「住民意識の向上につながる」として、いっそうの推進を図るとしています。

ところが、ゴミの有料化は削減効果があるとは、必ずしも言えません。

例えば、99年に有料化した愛媛県今治市は、有料化した年の、家庭ゴミの処理量は約3万1500トンで、前年度より、1千トン増加しています。

さらに2000年度は、3200トン増加しています。

同市清掃課は「有料化より、分別を徹底した方が、ごみ減量効果がある」と語っている事が、報道されています。

ゴミの有料化により、住民の中に「お金を出せば、ゴミをいくら出してもいい」という意識が生まれ、ゴミを出す事に痛みを感じなくなり、ゴミが増えるのです。

環境省が言うように、ゴミを有料化すれば、「住民の意識改革になる」とは言えません。

ゴミ減量の意識を高めるためには、住民がゴミになるものを買わない、使わない、出さない、分別を徹底するなど、住民の自治体への協力が欠かせません。

また、自治体の財政逼迫のなかで、財政危機のつけを、安易に住民負担を求める事では、根本的なゴミ問題の解決にはつながりません。

有料化せず、処分するゴミの量を減らした名古屋市では、埋立て処分場予定地に持ち上がった藤前干潟を守ろうと、行政と市民が徹底して話し合いました。

行政の説明会は、約2300回、市内94万世帯のうち、四分の一の世帯が参加しました。町のいたる所で、住民が分別や省資源化の知恵を出し合う会話がおこなわれた、との事です。

また、ごみ収集場では、市民が自主的に分別の援助をおこなう「おたすけまん」などの光景も生まれ、市民意識の変化を生み出し、買物や消費行動に影響を与えたとのことです。

ゴミの減量化のための「負担の公平化」を言うなら、ゴミを出す段階で消費者だけに負担を求めるのではなく、ゴミとなるものを作っている生産者にゴミ処理費用を負担させてこそ、ゴミの減量化に有効です。

以上のことにより、次の事を求めますが、ご所見をお示しく下さい。

- 一．今後も一般廃棄物の有料化を行わないこと
- 一．製造・使用・販売業者に、廃棄の段階まで、責任を負わせていく、「拡大生産者責任」の制度を作るよう、政府に求めること

ご所見をお示しく下さい。

教育行政について

広島県教育委員会が教科書採択担当者会議で、「新しい歴史教科書をつくる会」が主導してつくった扶桑社の歴史教科書に関する資料のみを配った問題は、大きな波紋を投げかけ、保護者から批判や不安の声が寄せられています。

このように、県教委が一社の教科書の資料のみを配ることは、県教委の指導・助言の立場を超えた以上なやり方と言わざるを得ません。

日本ジャーナリズム会議広島支部は、3月2日、関靖直教育長あてに「つくる会教科書を推奨し、採択を誘導しているとの大いなる疑惑を生む」とする、抗議文を提出し、県民への謝罪と資料の撤回を求めるとともに、適法な採択実務の実施を求めています。

福山市教育委員会は、教科書採択の公平確保の観点からも重大な逸脱をしている当配布資料を使わない事を求めるものです。明確な答弁をお示してください。

次に、小中学校通学区域制度について質問いたします。

福山市教育委員会は、２００３年８月２８日、福山市立学校通学区域審議会に、当制度のあり方について諮問し、これに対する答申が出されました。

小学校については、「むしろ保護者は、特に小学校の場合、基本的な『読み・書き・計算』を習熟させ、基礎学力を身につけさせたいと望んでいる」「現在、いずれの学校においても、地域とのつながりを非常に大切にされている。また、地域においてもコミュニティ作りは、小学校区を基準にされているものが多く、祭りや伝統行事を行うなど、地域の中で児童・生徒を育てて行こうとされている」「幼少のうちには、安全上からも地域とのつながりを密にしておく必要がある」などをのべ、結論として、「小学校については、安全上の問題と、地域コミュニティの両面を考慮すれば、現行の制度を維持する事が望ましい。ただし、安全面から、指定校より近距離にある学校への通学は、可能となるようはかられたい」とされております。

この答申については、同感するものであります。

中学校については、学校の特色等をいかして、生徒の可能性を伸ばせるよう、行きたい学校を選

択肢に入れるよう図られたい」とされております。

これについては、特に教育課題校などは、本来その中学校に入学するはずの子どもたちが、他の学校に流出する可能性があり、学級減や教職員定数の減など、その地域の教育を一層困難にする可能性もあることを、深く認識していただく事を求めます。

今回の答申を、学校間格差を拡大し、中学校教育の困難をいっそう広げる通学区域選択性の導入に拙速に結びつける事をせず、全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育の充実に力を注ぐ事を強く求めるものです。

以上についてご所見をお答えください。

次に養護教諭の複数配置についてお伺いいたします。

12月定例議会で、わが党は児童800人を超える大規模校、新涯小学校（在籍児童879名）、緑丘小学校（在籍児童870名）への養護教諭の複数配置を求めてきたところです。

国の第7次公立義務教育小学校教職員定数改善計画では、養護教諭について「小学校851校以上、

中学校 801 人以上の学校に加配する」としています。

今日、子どもたちの心身の健康や安全が大きな問題になっているとき、せめて、「国基準」に基づく複数配置を直ちに実現するよう求めるものです。

ご所見をお伺いします。

わが党はかねてより、児童・生徒五百人以上の学校への養護教諭の複数配置を求めてきたところです。

実現を強く求めるものです。ご所見をお伺いいたします。

建設・都市行政について 道路問題

公共事業に対する国民世論は大きく変化しています。

とりわけ国と地方の公共事業のほぼ3割を消費する道路事業に対して、厳しい批判の目が注がれています。

98年度統計でみると、日本の高速道路は、可住面積1万平方キロ当たり、897キロであります。これに対して先進諸国の高速道路建設は、イタリアは611キロ、ドイツは520キロ、フランスでは256キロ、イギリス201キロ、アメリカ160キロとなっています。

さらに統計にでていない地域高規格道路を加えると実にアメリカの八倍にのぼる1283キロにも達しています。こうした世界に類例の無い道路建設が、各地で道路公害を引起こしているのです。

大阪の西淀川、川崎、尼崎、名古屋、東京各地では、道路公害による大気汚染訴訟が引起こされ、住民が勝利しました。

二〇〇四年4月には、東京地裁で圏央道あきる野土地強制収容事件について住民が国土交通省による事業認定と東京と収用委員会による収用採決

を取り消すよう求めた訴訟で住民の訴えを全面的に認める判決が出されました。

判決では、「道路の供用開始によって周辺住民に受忍限度を超えるような道路公害が生じる瑕疵がある道路の設置を目的とする事業を認定することは、違法である」と指摘。

圏央道の建設で「相当範囲の住民に受忍限度を超える騒音被害を与える」ことを「見過ごして事業を開始した点のみを取り上げても違法といわざるを得ない」と判断し、大気汚染の「被害発生の疑念が払拭」出来ないのに、正確な調査をしないまま事業をすすめていると判断しました。

「圏央道の建設で都心部や周辺の交通渋滞が緩和する」という国の主張については、「具体的裏づけに欠け、期待感の表明にとどまるもの」と指摘しました。

国の事業認定は事業でおこなわれる公共の利益について「具体的な根拠もないのにこれがあるものと判断したと認めざるを得ず」、法の要件を満たしていないと断罪しました。

都収容委員会の収容判決も「事業認定の違法性を承認するもの」として取り消しを命じました。

この判決の指摘は、今福山市が進めている福山道路、福山・沼隈道路、福山西環状線道路についてもいえるものであります。
次のことについてお答えください。

二〇〇四年度の「福山の環境」で、光化学オキシダント、騒音、ＳＰＭについて環境基準を超えているところがありますが、道路建設によって悪化が予測されます。

現在の自動車交通量が増えている事からも、アセスメントの再調査が必要と考えるものですが、ご所見をお示しく下さい。

静穏率が高い地域では、空気の滞留が小さく逆転層が出現し、大気汚染物質は閉じ込められます。影響割合の大きい地域では、影響濃度は５倍になるとの実験結果もあります。

福山市の、逆転層出現の回数を調査する事を求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

福山市の小・中学校の喘息の被患率をみると、この六年間に小学校児童は１６０％、中学校の生徒は１３７％とそれぞれ大きく増加しています。

小中学生の被患率の増加について、その大きな原因として、大気汚染があると考えられるものですが、ご所見をお示しく下さい。

津之郷町、瀬戸町、赤坂町地域では、道路の交差や、インターチェンジの取り付けなどで交通量が集中し、自動車の排気ガス、騒音、煤塵など環境悪化がすすむ事が懸念されます。

環境悪化が、予想されるところは、道路建設を行わない事。

以上のことについて、ご所見をお示しく下さい。

鞆港埋立て架橋について

鞆の港は、瀬戸内海の中心に位置し、潮待ち風待ちの港として中世瀬戸内海の流通と交通に重要な役割を果たし、繁栄をしてきました。

当時からの港湾施設や建物が、忠誠・近世以来の原型を留め、自然の景観に馴染み、その中に町の人々の暮らしが息づいていると言う、現在の日本にとって、稀有な価値を持っています。

全国の広い分野に及ぶ著名人が歴史的港湾としての鞆港の原型保存を熱く望んでおられます。

また、中・近世の歴史的遺構・港湾施設は第1級といえる貴重なものであります。

同時に、江戸時代から戦前にかけての建物が280棟残っているとされておりますが、これらを学術的に調査・研究し、保存に力を入れるとともに、その中での生活に根付いた伝統文化を後世に残して行くことは、広島県や福山市の重大な責務と思料するものですが、市長の認識をお示しください。

現在、鞆の町を愛し、鞆に暮らしている方々が、空家の保存や利活用に取り組んでおられます。

N P O 法人「鞆のまちづくり工房」は、坂本竜馬ゆかりの家、旧・魚屋蔓蔵宅の再生事業に取り組んでおられます。

その改修作業の中で、「竜馬談判の間」は、2階ではなく、実は一回だったのではないかという新しい歴史事実も浮かび上がっています。

これらの活動には、海外からも温かい支援が寄せられ、アメリカン・エクスプレス社から十萬ドルの助成金が贈呈されました。

また、W M F 「世界文化遺産財団」による、遺産保護プログラム「ワールド・モニュメント・ウォッチ」に「港町 鞆の浦」が選定されたと言うプレートが贈呈されました。

危機に瀕している理由が「公共事業によって遺産が壊されようとしている」という世界的にも珍しい代表例とされているとのことでした。

また、「ハウルの動く城」や「千と千尋の神隠し」「もののけ姫」など、世界的にも著名となったアニメーションを製作した、スタジオ・ジブリの一行200名を、江戸時代の町屋3軒を再生して迎えるなど、鞆の歴史的建造物を活用した取り組みが進められています。

鞆の潜在的な観光資源に光をあてるこの方向は、年間入り込み観光客が毎年100万人を超える鞆の今後の発展に活路を見出せるものではないでしょうか。

これまでわが党は、町並み保存事業や住環境整備について、早急な実施を求めてきました。

町並み保存事業は、重伝建指定に向けてつなぎの補助事業を位置付けられ、福山市はこれまでに、約6700万円を補助し、27棟の改修をしています。事業が遅れば、多数現存する江戸時代の町屋が修復不可能となり、重伝建指定そのものが受けられなくなる可能性が出て来ます。

ただちに、町並み保存事業を再開する事、重伝建指定に向けて条件整備を行う事、そのために、国・県に働きかける事を求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

また、下水道の敷設や消火設備の充実、電線の地中埋没化などによる生活道路の整備、空家・空き地を活用した駐車場整備や離合箇所設置など、できることから直ちに着手することを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

新聞によると、２月２４日の県議会定例会で、広島県は鞆港埋立て架橋計画について、埋立て免許申請に必要な環境影響調査を新年度実施する方針を明らかにしたとのことでした。

さらに、「事業者の円滑な実施のためには地元の合意形成が重要。引き続き未同意の説得に向けた努力を福山市に続けていただきたい」と求めたとの事であります。

しかし、これまで、前三好市長が排水権利者だけに限らず、後背地の江の浦本町１町内会の、鞆港の埋立て架橋について、同意が得られず説得を断念されました。

羽田市長も、排水権利者の説得をされましたが、承諾が得られておりません。

国土交通省の見解は、１００％同意の取得であるという点は、何一つ変化はありません。埋立て架橋計画に固執することは、八方ふさがりで、何一つ進展しないではありませんか。

海岸を埋め立てることは、円型港湾の原型を壊すだけでなく、貴重な海浜生物を失うなど、さまざまな弊害を生み出します。

通過交通を考えるのであれば、通過時間・通過距離も最短、立ち退きなど関係住民への影響がほ

とんどない西北側の山際から山中を抜けるトンネル案を具体化することを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

住宅リフォーム助成制度について伺います

今日、市内の中小零細建設業者を取り巻く経営環境は依然として厳しいものがあります。

このほど、市内の中小業者から「住宅リフォーム助成制度の創設」で地域経済活性化策を求める要望書が市長あてに提出されたところであります。

住宅改修は、関連業者が広範囲にわたるため、仕事おこしで地域経済の活性化を生み出し、市民から「住宅改修に弾みがついた」と大変喜ばれているもので、住宅リフォーム助成制度を創設する自治体が広がっています。

兵庫県明石市では、市内業者を利用して住宅改修をすると、十万円を上限にその工事費の１割を助成する制度で、２０００年度から、２００３年度までの４年間で、９７４人に、８２５５万６千円の助成が行われ、工事費総額１２億８５００万円、約１６倍の経済波及効果を生み出しています。

先の１２月議会で紹介した県内三次市の「住宅・店舗リフォーム助成制度」は、予算額３３０万円で、今年度１１月中旬からの受付となりましたが、申請件数三十三件のうち、３２件に助成され、総工事費は、助成総額の約２５倍にあたる８０３６万７千円にのぼり、大きな波及効果が出て

います。

こうした事を受けて、新年度予算案では、今年度の倍額の660万円が計上されているとのことでもあります。

本市においても、「住宅リフォーム助成制度」創設への英断を強く求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

競馬事業についてお伺いします

福山市営競馬事業において、神辺町の馬主二人が日本中央競馬会が助成する「アラブ系馬補助事業」の補助金を詐取したとして、２月３日に逮捕されました。さらに、うち１人は２月２４日に、福山市の補助金も不正受給したとして、再逮捕されました。

この、日本中央競馬会補助事業は、アラブ系馬のレースを廃止した日本中央競馬会がアラブ系馬の生産維持と地方競馬振興を目的に、１９９５年から２００２年まで実施したものです。

福山市の補助金も、１９８９年から優秀な競走馬を確保する目的に馬主会を通じて、馬購入代の一部を補助しています。これまでに、福山市は約８００頭に総額７億３０００万円を補助しているものです。

報道によると、補助金を詐取した容疑者は「他にもやっている馬主はたくさんいる」と供述しているとのことでした。

こうしたことから、徹底的な全容解明は当然行われるべきであります。しかし、その解明の方向として県馬主会に対し自主調査の指示、事情聴取を行うとされていますが、その解明への見通しをお示しくください。

今年度の福山市競馬事業は、単年度収支で6億5千万円の赤字となり、累積赤字は、22億6000万円余の見通しであります。

福山本場、福山駅前の発売所の売上は、前年度比77.8%と大きく落ち込み、起死回生の策と言われた4ヶ所の場外発売所の売上は、当初見込みを大幅に下回り、達成率は27.76%～81.46%となっています。

こうしたことから、2005年度では、大幅な予算の削減・見直しを予定されています。

新年度、市は競馬振興検討プロジェクトの立ち上げ、経費の削減や効率的運営から開催日数を減らす、賞典・奨励費の見直し、競走馬購入費補助の廃止などの施策を行い競走馬事業の継続を行う事としています。

また、福山市は、引き続き場外発売所の、広域展開を図るとしています。

広域場外発売所設置について、該当地域の住民からつよい反対の声も出され、見通しのもてないものであります。

広域場外発売所建設は、行わないよう求めるものであります。

ご所見をお示しく下さい。

国民の所得の減少に加え、レジャーの多様化などにより、地方競馬事業は、全国どこでも大変になっています。

福山の競馬事業継続が、改善どころか、ますます、赤字を増やす事になり、一般会計から持ち出すことになるのではと、懸念するものです。

福山競馬の進行を図るため、関係者の懸命な努力にもかかわらず、赤字はさらに広がっています。戦後復興という、当初の目的は果たした競馬事業は、速やかに廃止に向け、関係者と協議する事を求めるものです。
ご所見をお示しく下さい。

同和行政について

わが党は、今日の歴史的発展と国民の努力による部落差別解消の到達点に立ち、福山市同和行政・同和教育行政を速やかに終結する事を求めてまいりました。

すでに国は2002年度からは、特別対策を終了して、一般対策による問題解決という方向へ移行しています。

広島県も同和行政を終結しました。

地方自治体レベルにおいて、全体的な流れとしては、同和行政は終結に向けて前進してきており、「同和」の名を冠した特別な事業・施策はほとんど見られなくなってきました。

福山市では、いまだに個人施策としての税や使用料・利用料の「同和減免」が行われています。

また、部落解放同盟への団体補助金950万円、をはじめ、部落解放同盟各支部の事業を補助するとして、地域教育活動推進事業、学力向上地域支援事業などが取り組まれています。

また、人権交流センターに名前をかえた、旧解放会館には、部落解放同盟の事務所が置かれています。

このような、特別扱いを改めることは、同和問題を終結する仕上げの段階として、焦眉の課題となっています。

新年度の人権・同和推進事業も、5億8,000万円余が計上されていますが、直ちに終結する事を求めるものです。

具体的には、部落解放同盟への団体補助金710万円は、全廃すること。

人権交流センターの部落解放同盟の事務所を撤去する事。

同和個人施策である税や使用料・利用料の減免を全廃し、生活苦にあえぐ全ての市民の減免制度を拡充する事。

同和奨学金制度は、低所得に悩む全ての福山市民の子どもたちを対象とした一般施策に移行させる事。

子どもたちの中に、いつまでも垣根を残す地域教育活動推進事業、学力向上地域支援事業は終結

する事。いまや、「同和地区」や「同和地区児童・生徒」という規定も消滅しています。

ところが、市教委は、学校教育部指導課長名で、小中学校長あてに「地域教育活動推進事業『学力向上地域支援事業』参加児童・生徒の「学習の記録」の提出を求めています。

その中で、「同和地区」児童・生徒の名前を特定し、小学校は、国語・算数、中学校は、国語・数学・英語について、通知表・指導要録の評価をもとに、記入する事を求めています。

法令上も「同和地区」「同和関係者」という規定は消滅しているにもかかわらず、「同和地区」児童・生徒を特定した調査を実施することは、重大なプライバシー・人権侵害につながるものであり、到底許させるものではありません。

市教育行政が、旧身分を暴く事につながるこのような調査を行った事を深く反省し、ただちに、この調査の棄却と学力向上地域支援事業、および、「基礎学力向上研究指定校事業」の終結をおこなうことを求めるものです。

また、福山市同和行政基本方針は、2005年度末までの計画ですが、今後のあり方をめぐって、福山市は新たに同和実態調査を行ってきました。

本年度中に、この調査のまとめを行い、結果を明らかにするとのことです。

そもそも、同和地区指定がない今日、この調査の対象者の前提が失われているものであります。

同和実態調査の結果報告は行わない事、調査そのものを棄却する事を求めるものであります。

明確な答弁をお示してください。